

○和光市青少年問題協議会条例

昭和 3 3 年 7 月 2 2 日

条例第 5 号

改正 昭和 3 7 年 9 月 1 9 日 条例第 2 8 号

昭和 4 5 年 1 2 月 1 6 日 条例第 4 号

昭和 4 8 年 8 月 1 日 条例第 2 9 号

昭和 5 2 年 7 月 1 9 日 条例第 1 4 号

昭和 5 5 年 9 月 1 9 日 条例第 1 3 号

平成 4 年 1 2 月 2 4 日 条例第 2 3 号

平成 9 年 1 2 月 2 4 日 条例第 1 2 号

平成 1 2 年 1 2 月 5 日 条例第 5 5 号

平成 1 9 年 2 月 2 2 日 条例第 1 号

平成 2 6 年 1 2 月 2 4 日 条例第 2 8 号

令和 3 年 3 月 2 3 日 条例第 2 号

(設置)

第 1 条 管内における青少年に関する施策の連絡調整を図り、その効果的推進を期し、もって、青少年の健全な育成を図るため、地方青少年問題協議会法（昭和 2 8 年法律第 8 3 号。以下「法」という。）第 1 条の規定により和光市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次の事務をつかさどる。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- (3) 法第 2 条第 2 項の規定による意見具申に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 1 7 人以内で組織する。

- 2 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 和光市議会議員
- (2) 副市長
- (3) 和光市教育委員会教育長
- (4) 所在の青少年関係行政機関の長（警察）
- (5) 社会福祉法人和光市社会福祉協議会を代表する者
- (6) 和光市立小学校及び中学校の校長
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 青少年関係団体を代表する者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長、副会長の職務)

第5条 会長は、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 会長、副会長に事故あるとき、又は会長、副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長が指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(専門委員)

第7条 協議会に専門事項を調査させるため、必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、委員及び青少年問題に関する知識を有する者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

(幹事)

第8条 協議会に、幹事若干名を置く。

2 幹事は、委員及び市の職員のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和33年8月1日から施行する。

附 則（昭和37年条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和37年4月1日より適用する。

附 則（昭和45年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年条例第14号）

この条例は、昭和52年10月1日から施行する。

附 則（昭和55年条例第13号）

この条例は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則（平成4年条例第23号）

この条例は、平成5年1月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第12号）

この条例は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第55号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成19年条例第1号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第28号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年条例第2号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。